

泉大津市議会令和3年第1回定例会会議事項

(令和3年2月24日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
報 告	1	専決処分報告の件（令和2年度泉大津市一般会計補正予算の件）	5
同	2	専決処分報告の件（令和2年度泉大津市一般会計補正予算の件）	2 7
同	3	令和元年度健全化判断比率報告の件	4 7
同	4	令和元年度資金不足比率報告の件	4 9
議 案	1	泉大津市事務分掌条例の一部改正の件	5 1
同	2	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件	5 9
同	3	泉大津市保育所設置条例の一部改正の件	6 5
同	4	泉大津市介護保険条例の一部改正の件	6 9
同	5	泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件	8 7
同	6	泉大津市立図書館整備工事請負契約の一部変更の件	1 0 7
同	7	令和2年度泉大津市一般会計補正予算の件	1 1 3
同	8	令和2年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件	1 6 7
同	9	令和2年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	1 8 9
同	1 0	令和2年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算の件	2 0 9
同	1 1	令和2年度泉大津市水道事業会計補正予算の件	2 2 5
同	1 2	令和3年度泉大津市一般会計予算の件	別 冊

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	1 3	令和3年度泉大津市土地取得事業特別会計予算の件	別 冊
同	1 4	令和3年度泉大津市国民健康保険事業特別会計予算の件	同
同	1 5	令和3年度泉大津市介護保険事業特別会計予算の件	同
同	1 6	令和3年度泉大津市後期高齢者医療特別会計予算の件	同
同	1 7	令和3年度泉大津市水道事業会計予算の件	同
同	1 8	令和3年度泉大津市下水道事業会計予算の件	同
同	1 9	令和3年度泉大津市病院事業会計予算の件	同

報告第1号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和3年2月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	1
専決年月日	令和2年12月9日
事件名	令和2年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第7号）

専決第1号

令和2年度泉大津市一般会計補正予算

令和2年度泉大津市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,116千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,838,244千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月9日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		14,747,106	47,116	14,794,222
	2 国庫補助金	9,699,142	47,116	9,746,258
歳 入 合 計		40,791,128	47,116	40,838,244

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		14,083,224	47,116	14,130,340
	2 児童福祉費	4,969,831	47,116	5,016,947
歳 出 合 計		40,791,128	47,116	40,838,244

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	14,747,106
歳 入 合 計	40,791,128

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
47,116	14,794,222
47,116	40,838,244

歳 出

款	補正前の額	補正額
3 民生費	14,083,224	47,116
歳 出 合 計	40,791,128	47,116

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
14,130,340	47,116			
40,838,244	47,116			

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 14,747,106	千円 47,116	千円 14,794,222

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	372,835	47,116	419,951
計	9,699,142	47,116	9,746,258

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費補助金	47,116	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業補助金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 14,083,224	千円 47,116	千円 14,130,340

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
3 母子福祉費	509,808	47,116	556,924	47,116			
計	4,969,831	47,116	5,016,947	47,116			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等	270	5 ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 47,116	3 職員手当等 270 時間外勤務手当
10 需用費	34		10 需用費 34 消耗品費 20 印刷製本費 14
11 役務費	194		11 役務費 194 通信運搬費 84 振込手数料 110
12 委託料	338		12 委託料 338 電算処理委託料
18 負担金、補助及び交付金	46,280		18 負担金、補助及び交付金 46,280 ひとり親世帯臨時特別給付金

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(531) 475	692,867	1,687,654	1,512,133	3,892,654	691,842	4,584,496	
補正前	(531) 475	692,867	1,687,654	1,511,863	3,892,384	691,842	4,584,226	
比 較	(0) 0	0	0	270	270	0	270	

()内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	50,943	108,394	834,140	60,528	40,944	34,057	114,222	11,404
	補 正 前	50,943	108,394	834,140	60,528	40,944	34,057	113,952	11,404
	比 較	0	0	0	0	0	0	270	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	231,930	4,530	0	0	19,745	1,296	1,512,133		
補 正 前	231,930	4,530	0	0	19,745	1,296	1,511,863		
比 較	0	0	0	0	0	0	270		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(27) 463	1,662,710	1,364,854	3,027,564	574,747	3,602,311	
補正前	(27) 463	1,662,710	1,364,584	3,027,294	574,747	3,602,041	
比 較	(0) 0	0	270	270	0	270	

()内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	50,943	106,896	690,423	60,528	40,450	34,057	114,222	11,404
	補 正 前	50,943	106,896	690,423	60,528	40,450	34,057	113,952	11,404
	比 較	0	0	0	0	0	0	270	0
	区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)	
補 正 後	230,360	4,530	0	0	19,745	1,296	1,364,854		
補 正 前	230,360	4,530	0	0	19,745	1,296	1,364,584		
比 較	0	0	0	0	0	0	270		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(504) 12	692,867	24,944	147,279	865,090	117,095	982,185	
補正前	(504) 12	692,867	24,944	147,279	865,090	117,095	982,185	
比 較	(0) 0	0	0	0	0	0	0	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 (千円)	通 勤 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	1,498	143,717	494	0	0	1,570	0	147,279
	補 正 前	1,498	143,717	494	0	0	1,570	0	147,279
	比 較	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
職員手当	270	その他の 増減分	270	異動等による増	

報告第2号

専決処分報告の件

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求める。

令和3年2月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

専決番号	2
専決年月日	令和3年1月13日
事件名	令和2年度泉大津市一般会計補正予算の件（補正第8号）

専決第2号

令和2年度泉大津市一般会計補正予算

令和2年度泉大津市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,393千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,901,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月13日専決

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		14,794,222	9,286	14,803,508
	2 国庫補助金	9,746,258	9,286	9,755,544
18 繰入金		1,945,019	54,107	1,999,126
	1 基金繰入金	1,871,290	54,107	1,925,397
歳 入 合 計		40,838,244	63,393	40,901,637

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,443,236	54,107	10,497,343
	1 総務管理費	9,723,838	54,107	9,777,945
4 衛生費		3,984,707	9,286	3,993,993
	1 保健衛生費	606,600	9,286	615,886
歳 出 合 計		40,838,244	63,393	40,901,637

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	14,794,222
18 繰入金	1,945,019
歳 入 合 計	40,838,244

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
9, 2 8 6	1 4, 8 0 3, 5 0 8
5 4, 1 0 7	1, 9 9 9, 1 2 6
6 3, 3 9 3	4 0, 9 0 1, 6 3 7

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	10,443,236	54,107
4 衛生費	3,984,707	9,286
歳 出 合 計	40,838,244	63,393

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
10,497,343				54,107
3,993,993	9,286			
40,901,637	9,286			54,107

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 14,794,222	千円 9,286	千円 14,803,508

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費国庫補助金	6,820	9,286	16,106
計	9,746,258	9,286	9,755,544

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,945,019	千円 54,107	千円 1,999,126

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	1,030,472	54,107	1,084,579
計	1,871,290	54,107	1,925,397

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費補助金	9,286	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	54,107	財政調整基金繰入金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 10,443,236	千円 54,107	千円 10,497,343

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 広報費	255,850	54,107	309,957				54,107
計	9,723,838	54,107	9,777,945				54,107

補正前	補正額	計
千円 3,984,707	千円 9,286	千円 3,993,993

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 予防費	260,552	9,286	269,838	9,286			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
7 報償費	33,000	5 泉大津市ふるさと応援寄附事業 54,107	7 報償費 33,000 ふるさと納税謝礼記念品
11 役務費	5,104		11 役務費 5,104 寄附金クレジットカード収納システム手数料 1,474 寄附申込システム手数料 3,630
12 委託料	16,003		12 委託料 16,003 ふるさと納税システム業務委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
7 報償費	153	4 予防接種事業（健康づくり課） 9,286	7 報償費 153 従事者報償費
10 需用費	594		10 需用費 594 消耗品費 409 印刷製本費 185
11 役務費	1,640		11 役務費 1,640 通信運搬費 1,526 診療所開設申請手数料 18 広報紙挟み込み手数料 96
12 委託料	6,899		12 委託料 6,899 電算処理委託料 5,236 コールセンター業務委託料 1,663

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	606,600	9,286	615,886	9,286			

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

令和元年度健全化判断比率報告の件

令和元年度健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、市議会に報告する。

令和3年2月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	10.4	47.9

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額がないため、「—」と表記している。

令和元年度資金不足比率報告の件

令和元年度資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、市議会に報告する。

令和3年2月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
下水道事業特別会計	—
水道事業会計	—
病院事業会計	16.4

備考 資金不足がない会計については、「—」と表記している。

議案第1号

泉大津市事務分掌条例の一部改正の件

泉大津市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

危機事象への適切な対応や新たな行政課題の解決に、的確かつ迅速に対応することができる体制を構築するため、行政組織を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市事務分掌条例（平成23年泉大津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（部等の設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、室及び課を置く。

- (1) 危機管理課
- (2) 市長公室
- (3) 政策推進部
- (4) 総務部
- (5) 保険福祉部
- (6) 健康こども部
- (7) 都市政策部

第2条の見出し中「部」を「部等」に改め、同条中「前条に規定する部」の次に「、室及び課」を加え、同条中第4号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 健康こども部

ア 児童福祉に関すること。

イ 保健衛生に関すること。

第2条第3号中「健康福祉部」を「保険福祉部」に改め、同号ア及びウ中「関すること」の次に「（健康こども部の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号エ及びオを削り、同号カ中「関すること」の次に「（健康こども部の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号カを同号エとし、同号中キをオとし、クをカとし、同号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号中「総合政策部」を「政策推進部」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エからキまでをウからカまでとし、クからサまでを削り、シをキとし、スからチまでを削り、同号を同条第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 危機管理課

ア 危機管理に関すること。

(2) 市長公室

ア 特命事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。

イ 秘書に関すること。

ウ 広報に関すること。

エ 職員の人事及び給与に関すること。

オ 広聴及び市民相談に関すること。

カ 労働者の福祉に関すること。

キ 消費者の保護に関すること。

ク 同和問題その他人権に関すること。

ケ 男女共同参画社会の形成に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(泉大津市総合計画審議会条例の一部改正)

2 泉大津市総合計画審議会条例（昭和47年泉大津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条中「総合政策部」を「政策推進部」に改める。

(泉大津市行政改革審議会条例の一部改正)

3 泉大津市行政改革審議会条例（平成7年泉大津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総合政策部」を「政策推進部」に改める。

(泉大津市事務事業評価委員会設置条例の一部改正)

4 泉大津市事務事業評価委員会設置条例（平成28年泉大津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「総合政策部」を「政策推進部」に改める。

(泉大津市児童福祉審議会条例の一部改正)

5 泉大津市児童福祉審議会条例（平成27年泉大津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条中「健康福祉部こども未来課」を「健康こども部」に改める。

(参 考)

泉大津市事務分掌条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(部等の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、室及び課を置く。</p> <p>(1) <u>危機管理課</u></p> <p>(2) <u>市長公室</u></p> <p>(3) <u>政策推進部</u></p> <p>(4) <u>総務部</u></p> <p>(5) <u>保険福祉部</u></p> <p>(6) <u>健康こども部</u></p> <p>(7) <u>都市政策部</u></p> <p><u>(部等の分掌事務)</u></p> <p>第2条 前条に規定する部、室及び課の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>危機管理課</u></p> <p>ア <u>危機管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>市長公室</u></p> <p>ア <u>特命事項に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。</u></p> <p>イ <u>秘書に関すること。</u></p>	<p><u>(部の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) <u>総合政策部</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p>(3) <u>健康福祉部</u></p> <p>(4) <u>都市政策部</u></p> <p><u>(部の分掌事務)</u></p> <p>第2条 前条に規定する部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p>

改 正 案	現 行
<p><u>ウ 広報に関すること。</u></p> <p><u>エ 職員の人事及び給与に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>オ 広聴及び市民相談に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>カ 労働者の福祉に関すること。</u></p> <p><u>キ 消費者の保護に関すること。</u></p> <p><u>ク 同和問題その他人権に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>ケ 男女共同参画社会の形成に関</u> <u>すること。</u></p> <p>(3) <u>政策推進部</u></p> <p>ア 市政全般にわたる施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。</p> <p><u>イ 行政改革の推進に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>ウ 行政の情報化に関すること。</u></p> <p><u>エ 商工業及び公営競技に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>オ 臨海部に関すること。</u></p> <p><u>カ 農水畜産業に関すること。</u></p>	<p>(1) <u>総合政策部</u></p> <p>ア 市政全般にわたる施策に関する企画及び立案並びに総合調整に関すること。</p> <p><u>イ 特命事項に関する企画及び立</u> <u>案並びに総合調整に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>ウ 行政改革の推進に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p><u>エ 行政の情報化に関すること。</u></p> <p><u>オ 商工業及び公営競技に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>カ 臨海部に関すること。</u></p> <p><u>キ 農水畜産業に関すること。</u></p> <p><u>ク 危機管理に関すること。</u></p> <p><u>ケ 秘書に関すること。</u></p> <p><u>コ 広報に関すること。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>キ</u> 地域協働に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) 総務部 ア～サ (略)</p> <p>(5) 保険福祉部 ア 社会福祉に関する<u>こと</u> <u>(健康 こども部の所掌に属するものを 除く。)</u>。 イ 介護保険に関する<u>こと</u>。 ウ 福祉医療に関する<u>こと</u> <u>(健康 こども部の所掌に属するものを 除く。)</u>。</p> <p><u>エ</u> 国民健康保険に関する<u>こと</u> <u>(健康こども部の所掌に属する ものを除く。)</u>。 <u>オ</u> 国民年金に関する<u>こと</u>。 <u>カ</u> 後期高齢者医療に関する<u>こ</u></p>	<p><u>サ</u> <u>職員の人事及び給与に関する こと</u>。 <u>シ</u> 地域協働に関する<u>こと</u>。 <u>ス</u> <u>広聴及び市民相談に関するこ と</u>。 <u>セ</u> <u>労働者の福祉に関すること</u>。 <u>ソ</u> <u>消費者の保護に関すること</u>。 <u>タ</u> <u>同和問題その他人権に関する こと</u>。 <u>チ</u> <u>男女共同参画社会の形成に関 すること</u>。</p> <p>(2) 総務部 ア～サ (略)</p> <p>(3) 健康福祉部 ア 社会福祉に関する<u>こと</u>。 イ 介護保険に関する<u>こと</u>。 ウ 福祉医療に関する<u>こと</u>。 <u>エ</u> <u>社会福祉施設に関すること</u>。 <u>オ</u> <u>保健衛生に関すること</u>。 <u>カ</u> 国民健康保険に関する<u>こと</u>。 <u>キ</u> 国民年金に関する<u>こと</u>。 <u>ク</u> 後期高齢者医療に関する<u>こ</u></p>

改 正 案	現 行
<p>と。</p> <p><u>(6) 健康こども部</u></p> <p>ア 児童福祉に関する<u>こと。</u></p> <p>イ 保健衛生に関する<u>こと。</u></p> <p><u>(7) 都市政策部</u></p> <p>ア～ソ (略)</p>	<p>と。</p> <p><u>(4) 都市政策部</u></p> <p>ア～ソ (略)</p>

議案第 2 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正の件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

特別職の職員の給料及び退職手当について、期間を限定して減額するため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）

特別職の職員の給与に関する条例（昭和36年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

25 令和3年4月1日から令和7年1月12日までの間における各月分の給料を計算する場合にあっては、別表中「890,000円」とあるのは「712,000円」と、「790,000円」とあるのは「632,000円」と、「700,000円」とあるのは「630,000円」と、それぞれ読み替える。

26 令和3年1月13日から令和7年1月12日までの間に市長である者の同期間にかかる退職手当を計算する場合にあっては、第5条中「100分の30」とあるのは「100分の18」と読み替える。

27 令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間に副市長及び教育長である者の同期間にかかる退職手当を計算する場合にあっては、別表中「790,000円」とあるのは「632,000円」と、「700,000円」とあるのは「630,000円」と、第5条中「100分の20」とあるのは「100分の12」と、「100分の15」とあるのは「100分の12」と、それぞれ読み替える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）要綱

本条例（案）は、特別職の職員の給与及び退職手当について、期間を限定して減額するため、所要の改正を行うものであること。

1 給与の特例（附則第25項関係）

(1) 特例措置

給与の減額

区 分	特例期間中の給与月額	本来の給与月額	減額率
市 長	712,000円	890,000円	2割
副市長	632,000円	790,000円	2割
教育長	630,000円	700,000円	1割

(2) 特例期間

給与を減額する特例期間については、令和3年4月1日から令和7年1月12日までとするものであること。

2 退職手当の特例（附則第26項及び第27項関係）

(1) 特例措置

退職手当の減額

区 分	特例期間中の割合	本来の割合	減額率
市 長	100分の18	100分の30	4割
副市長	100分の12	100分の20	4割
教育長	100分の12	100分の15	2割

(2) 特例期間

退職手当を減額する特例期間については、市長にあつては令和3年1月13日から令和7年1月12日まで、副市長及び教育長にあつては令和3年4月1日から令和7年3月31日までの期間とするものであること。

3 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～24 (略)</p> <p>25 <u>令和3年4月1日から令和7年1月12日までの間における各月分の給料を計算する場合にあっては、別表中「890,000円」とあるのは「712,000円」と、「790,000円」とあるのは「632,000円」と、「700,000円」とあるのは「630,000円」と、それぞれ読み替える。</u></p> <p>26 <u>令和3年1月13日から令和7年1月12日までの間に市長である者の同期間にかかる退職手当を計算する場合にあっては、第5条中「100分の30」とあるのは「100分の18」と読み替える。</u></p> <p>27 <u>令和3年4月1日から令和7年3月31日までの間に副市長及び教育長である者の同期間にかかる退職手当を計算する場合にあっては、別表中「790,000円」とあるのは「632,000円」と、「700,000円」とあるのは「630,000円」と、第5条中「100分の20」とあるのは「100分</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～24 (略)</p>

改正案	現行
<u>の12」と、「100分の15」とあるのは「100分の12」と、それぞれ読み替える。</u>	

議案第 3 号

泉大津市保育所設置条例の一部改正の件

泉大津市保育所設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

泉大津市立戎保育所を廃止することについて、所要の改正を行うものである。
これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市保育所設置条例（昭和 38 年泉大津市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表泉大津市立戎保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

泉大津市保育所設置条例新旧対照表

改 正 案	現 行																											
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による児童の保育に資するため泉大津市立保育所を設置し、その名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定による児童の保育に資するため泉大津市立保育所を設置し、その名称、位置及び定員は、次のとおりとする。</p>																											
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>収容定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>泉大津市立 浜保育所</td><td>泉大津市菅原 町13番29 号</td><td>70名</td></tr><tr><td>泉大津市立 条東保育所</td><td>泉大津市千原 町二丁目1番 3号</td><td>60名</td></tr><tr><td>泉大津市立 要保育所</td><td>泉大津市池浦 515番地の 6</td><td>100名</td></tr></tbody></table>	名称	位置	収容定員	泉大津市立 浜保育所	泉大津市菅原 町13番29 号	70名	泉大津市立 条東保育所	泉大津市千原 町二丁目1番 3号	60名	泉大津市立 要保育所	泉大津市池浦 515番地の 6	100名	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>収容定員</th></tr></thead><tbody><tr><td>泉大津市立 浜保育所</td><td>泉大津市菅原 町13番29 号</td><td>70名</td></tr><tr><td><u>泉大津市立 戎保育所</u></td><td><u>泉大津市高津 町3番19号</u></td><td><u>60名</u></td></tr><tr><td>泉大津市立 条東保育所</td><td>泉大津市千原 町二丁目1番 3号</td><td>60名</td></tr><tr><td>泉大津市立 要保育所</td><td>泉大津市池浦 515番地の 6</td><td>100名</td></tr></tbody></table>	名称	位置	収容定員	泉大津市立 浜保育所	泉大津市菅原 町13番29 号	70名	<u>泉大津市立 戎保育所</u>	<u>泉大津市高津 町3番19号</u>	<u>60名</u>	泉大津市立 条東保育所	泉大津市千原 町二丁目1番 3号	60名	泉大津市立 要保育所	泉大津市池浦 515番地の 6	100名
名称	位置	収容定員																										
泉大津市立 浜保育所	泉大津市菅原 町13番29 号	70名																										
泉大津市立 条東保育所	泉大津市千原 町二丁目1番 3号	60名																										
泉大津市立 要保育所	泉大津市池浦 515番地の 6	100名																										
名称	位置	収容定員																										
泉大津市立 浜保育所	泉大津市菅原 町13番29 号	70名																										
<u>泉大津市立 戎保育所</u>	<u>泉大津市高津 町3番19号</u>	<u>60名</u>																										
泉大津市立 条東保育所	泉大津市千原 町二丁目1番 3号	60名																										
泉大津市立 要保育所	泉大津市池浦 515番地の 6	100名																										

議案第 4 号

泉大津市介護保険条例の一部改正の件

泉大津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

介護保険事業の円滑な実施と介護保険料の負担の公平適正化を図るため、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度の保険料率等及び低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率について定めるとともに、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）の一部が改正されたことに伴い、令和 3 年度から令和 5 年度までの保険料率の特例について定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市介護保険条例（平成12年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「34,200円」を「35,250円」に改め、同項第2号中「47,880円」を「49,350円」に改め、同項第3号中「51,300円」を「52,880円」に改め、同項第4号中「60,190円」を「62,050円」に改め、同項第5号中「68,400円」を「70,510円」に改め、同項第6号中「76,600円」を「78,970円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「控除して得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ若しくは第11号イ」に改め、同項第7号中「85,500円」を「88,140円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ若しくは第11号イ」に改め、同項第8号中「102,600円」を「105,760円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円未満」を「210万円以上320万円未満」に改め、同号イ中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ若しくは第11号イ」に改め、同項第9号中「116,280円」を「119,870円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「若しくは第11号イ」を加え、同項第10号中「126,540円」を「130,440円」に改め、同号ア中「800万円」を「600万円」に改め、同号イ中「((1)に係る部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第11号中「136,800円」を「141,020円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(1) 次のいずれかに該当する者 133,970円

ア 合計所得金額が600万円以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,520円」を「21,150円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,520円」を「21,150円」に、「30,780円」を「31,730円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「20,520円」を「21,150円」に、「47,880円」を「49,350円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第10号イ」を「、第10号イ若しくは第11号イ」に、「第4条第1号から第10号まで」を「第4条第1号から第11号まで」に改める。

第7条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」を削る。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例）

第12条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の泉大津市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料率から適用し、令和2年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市介護保険条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、介護保険事業の円滑な実施と介護保険料の負担の公平適正化を図るため、令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料率等及び低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を定めるとともに、介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例について定める必要があるものであること。

1 保険料の区分及び料率等

令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率の区分及び料率を、次に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ定めるとともに、第1段階から第3段階までの区分における保険料の減額賦課に係る保険料率について定めるものであること。（第4条関係）

区 分		金 額	
		改正案	現 行
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で市民税非課税世帯の人 世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人	35,250円	34,200円
		(減額賦課後) 21,150円	(減額賦課後) 20,520円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	49,350円	47,880円
		(減額賦課後) 31,730円	(減額賦課後) 30,780円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第1・2段階に該当しない人	52,880円	51,300円
		(減額賦課後) 49,350円	(減額賦課後) 47,880円

区 分		金 額	
		改正案	現 行
第4段階	世帯員に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税の人のうち、課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の人	62,050円	60,190円
第5段階	世帯員に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税の人のうち、課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円超の人	70,510円	68,400円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	78,970円	76,600円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	88,140円	85,500円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	105,760円	102,600円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	119,870円	116,280円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	130,440円	126,540円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	133,970円	
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が800万円以上の人	141,020円	136,880円

2 介護保険法施行令の一部改正に伴う改正

介護保険法施行令において、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例として、居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定における給与所得等を有する第1号被保険者の合計所得金額の計算について、給与所得等の金額の合計額から10万円を控除することとされたことに伴い、同様の規定を定めるものであること。(附則第12条関係)

3 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、令和3年4月1日から施行するものであること。(改正条例附則第1項)

(2) 適用区分

この条例(案)による改正後の泉大津市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料率から適用し、令和2年度分までの保険料率については、なお従前の例によるものであること。(改正条例附則第2項)

泉大津市介護保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>35, 250円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>49, 350円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>52, 880円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62, 050円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>70, 510円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>78, 970円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>34, 200円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47, 880円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51, 300円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>60, 190円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>68, 400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>76, 600円</u></p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の</p>

改 正 案	現 行
<p>4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、<u>第 3 5 条の 3 第 1 項</u>又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>以下同じ。) が 1 2 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項の規定による支援給付を含</p>	<p>4 第 1 項若しくは第 2 項、第 3 4 条第 1 項、第 3 4 条の 2 第 1 項、第 3 4 条の 3 第 1 項、第 3 5 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 3 6 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 2 2 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下<u>この項</u>において同じ。) が 1 2 0 万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 6 条第 2 項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号）附則第 4 条第 1 項の規定による支援給付を含</p>

改 正 案	現 行
<p>む。以下「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ若しくは第11号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>8, 140円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上<u>210万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ、<u>第10号イ若しくは第11号イ</u>に</p>	<p>む。以下「支援給付」という。)を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第8号イ、第9号イ若しくは<u>第10号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>8, 500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が120万円以上<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第9号イ若しくは<u>第10号イ</u>に該当する者を</p>

改 正 案	現 行
<p>該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>105,760円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>210万円以上320万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ、<u>第10号イ若しくは第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>119,870円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>320万円以上400万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除</p>	<p>除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>102,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円以上300万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは<u>第10号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>116,280円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>300万円以上400万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除</p>

改 正 案	現 行
<p>く。) 又は次号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>130, 440円</u></p> <p>ア 合計所得金額が400万円以上<u>600万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。) 又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>133, 970円</u></p> <p>ア 合計所得金額が600万円以上<u>800万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除</p>	<p>く。) 又は次号イに該当する者を除く。)</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>126, 540円</u></p> <p>ア 合計所得金額が400万円以上<u>800万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。) に該当する者を除く。)</p>

改 正 案	現 行
<p>く。)に該当する者を除く。)</p> <p>(12) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>141,020円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず<u>21,150円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,150円</u>」とあるのは、「<u>31,730円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,150円</u>」とあるのは、「<u>49,350円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>136,800円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず<u>20,520円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>30,780円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>47,880円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又はこの条例第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、<u>第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>第4条第1号から第11号までの</u>いずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ又はこの条例第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、<u>第9号イ若しくは第10号イ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>第4条第1号から第10号までの</u>いずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(普通徴収の特例)</p> <p>第7条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号</u>に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、</p>

改 正 案	現 行
<p>り、第1号被保険者について、その者の前々年の合計所得金額に基づき算定した保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第11条 （略）</p> <p><u>（令和3年度から令和5年度までの保険料率の特例）</u></p> <p><u>第12条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中</u></p>	<p>その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前々年の合計所得金額に基づき算定した保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第11条 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは、 「<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。</u></p>	

議案第 5 号

泉大津市国民健康保険料条例の一部改正の件

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

大阪府の市町村標準保険料率等が示されたことに伴い、基礎賦課限度額及び介護納付金限度額並びに一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率について所要の改正を行うとともに、国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）の一部が改正されたことに伴い、低所得者に対し国民健康保険料を軽減する所得判定基準について所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例 (案)

泉大津市国民健康保険料条例（昭和51年泉大津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

第5条第1項第1号中「100分の8.47」を「100分の8.41」に改め、同項第2号中「29,975円」を「29,910円」に改め、同項第3号ア中「31,633円」を「31,110円」に改める。

第5条の5中「61万円」を「63万円」に改める。

第5条の5の5第1項第1号中「100分の2.61」を「100分の2.73」に改め、同項第2号中「9,076円」を「9,478円」に改め、同項第3号ア中「9,578円」を「9,858円」に改める。

第5条の9第1項第1号中「100分の2.54」を「100分の2.47」に改め、同項第2号中「18,831円」を「18,213円」に改める。

第5条の10中「16万円」を「17万円」に改める。

第9条第1項第1号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者

にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改め、同項第2号及び第3号中「地方税法第314条の2第2項に掲げる金額」を「地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)」に改める。

附則第7項中「地方税法」と」の次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の泉大津市国民健康保険料条例の規定は、令和3年度分の国民健康保険料から適用し、令和2年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市国民健康保険料条例の一部を改正する条例 (案) 要綱

大阪府の市町村標準保険料率等が示されたことに伴い、基礎賦課限度額及び介護納付金限度額並びに一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課額の保険料率について所要の改正を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対し国民健康保険料を軽減する所得判定基準について所要の改正を行うものであること。

1 国民健康保険料率等の改正

(1) 賦課限度額

ア 基礎賦課限度額を、61万円から63万円に引き上げるものであること。

(第5条の5関係)

イ 介護納付金限度額を、16万円から17万円に引き上げるものであること。

(第5条の10関係)

(2) 保険料率

ア 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率を、次のとおり改めるものであること。(第5条第1項関係)

区 分	改 正 案	現 行
所得割	8.41%	8.47%
均等割	29,910円	29,975円
平等割(※)	31,110円	31,633円

※ 特定世帯又は特定継続世帯を除く。

イ 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率を、次のとおり改めるものであること。(第5条の5の5第1項関係)

区 分	改 正 案	現 行
所得割	2.73%	2.61%
均等割	9,478円	9,076円
平等割(※)	9,858円	9,578円

※ 特定世帯又は特定継続世帯を除く。

ウ 介護納付金賦課額の保険料率を、次のとおり改めるものであること。(第5条の9第1項関係)

区 分	改 正 案	現 行
所得割	2. 47%	2. 54%
均等割	18, 213円	18, 831円

2 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う改正

(1) 地方税等における給与所得控除等の見直しへの対応として、国民健康保険法施行令において、低所得世帯に対する国民健康保険料の賦課における被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る基準が改正されたことに伴い、本市においても同様の措置として、国民健康保険料を軽減する所得判定基準について、次のとおり改めるものであること。(第9条関係)

区分	改正案	現行
7 割 軽 減 基準額	$\frac{\text{基礎控除額 (43万円)}}{+ (\text{給与所得者等の数} - 1)}$ $\times 10 \text{万円}$	$\frac{\text{基礎控除額 (33万円)}}{+ (\text{給与所得者等の数} - 1)}$
5 割 軽 減 基準額	$\frac{\text{基礎控除額 (43万円)}}{+ 28.5 \text{万円} \times \text{被保険者数} + (\text{給与所得者等の数} - 1)}$ $\times 10 \text{万円}$	$\frac{\text{基礎控除額 (33万円)}}{+ 28.5 \text{万円} \times \text{被保険者数} + (\text{給与所得者等の数} - 1)}$
2 割 軽 減 基準額	$\frac{\text{基礎控除額 (43万円)}}{+ 5.2 \text{万円} \times \text{被保険者数} + (\text{給与所得者等の数} - 1)}$ $\times 10 \text{万円}$	$\frac{\text{基礎控除額 (33万円)}}{+ 5.2 \text{万円} \times \text{被保険者数} + (\text{給与所得者等の数} - 1)}$

(2) その他所要の規定の整備を行うものであること。(第4条及び附則第7項関係)

3 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例(案)は、令和3年4月1日から施行するものであること。(改正条例附則第1項)

(2) 適用区分

この条例(案)の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。(改正条例附則第2項)

泉大津市国民健康保険料条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第4条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項、第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定す</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第4条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、<u>第35条の2第1項又は第36条</u>の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額</p>

改 正 案	現 行
<p>る長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税</p>	<p>から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する</p>

改 正 案	現 行
<p>等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第9条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第9条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定により控除した後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保</p>	<p>法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第9条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第9条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定により控除した後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保</p>

改 正 案	現 行
<p>険料率)</p> <p>第5条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.41</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>29,910円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき<u>31,110円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）</p> <p>アの額に2分の1を乗じて得た額</p>	<p>険料率)</p> <p>第5条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の8.47</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>29,975円</u></p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき<u>31,633円</u></p> <p>イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）</p> <p>アの額に2分の1を乗じて得た額</p>

改 正 案	現 行
<p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）</p> <p>アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第5条の5 第3条又は第5条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第3条の基礎賦課額と第5条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第8条及び第9条において同じ。）は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第5条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.73</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>9,478円</u></p>	<p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）</p> <p>アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>（基礎賦課限度額）</p> <p>第5条の5 第3条又は第5条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第3条の基礎賦課額と第5条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第8条及び第9条において同じ。）は、<u>61万円</u>を超えることができない。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第5条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.61</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき<u>9,076円</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき <u>9, 858</u> 円</p> <p>イ 特定世帯 アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第5条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.47</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者1人につき <u>18, 213</u> 円</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第5条の10 第5条の7の賦課額は、<u>17万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額賦課)</p> <p>第9条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第3条又は第5条の2</p>	<p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき <u>9, 578</u> 円</p> <p>イ 特定世帯 アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課額の保険料率)</p> <p>第5条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.54</u></p> <p>(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者1人につき <u>18, 831</u> 円</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第5条の10 第5条の7の賦課額は、<u>16万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額賦課)</p> <p>第9条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第3条又は第5条の2</p>

改 正 案	現 行
<p>の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第5条の5に定める賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等</p>	<p>の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第5条の5に定める賦課限度額を超えるときは、当該賦課限度額）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等</p>

改 正 案	現 行
<p>に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び</p>	<p>に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び</p>

改 正 案	現 行
<p>同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満</u></p>	<p>同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>の者</u>にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、<u>年齢65歳以上の者</u>にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、<u>給与所得を有する者を除く。</u>の数の合計数(次号及び第3号において「<u>給与所得者等の数</u>」という。)が2以上の場合にあつては、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額</u>に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額</u>(世帯主等のうち<u>給与所得者等の数</u>が2</p>	<p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ (略)</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額</u>に、285,000円に当該年度の保険料賦課</p>

改 正 案	現 案 行
<p> <u>以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額</u>に、 285,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 </p> <p> アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 </p> <p> ア及びイ （略） </p> <p> (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に</u> </p>	<p> 期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 </p> <p> アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 </p> <p> ア及びイ （略） </p> <p> (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、<u>地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発</u> </p>

改 正 案	現 行
<p><u>定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額</u>）に52万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～6 （略）</p> <p>（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）</p> <p>7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第3</p>	<p>生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者</p> <p>アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア及びイ （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>附 則</p> <p>1～6 （略）</p> <p>（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）</p> <p>7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第3</p>

改 正 案	現 行
<p>5条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第9条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p> <p>8～12 （略）</p>	<p>5条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第9条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。</p> <p>8～12 （略）</p>

議案第6号

泉大津市立図書館整備工事請負契約の一部変更の件

令和2年9月10日議決に係る泉大津市立図書館整備工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|----------|-------|------------------|
| 1 契約金額 | 変更前 | 439,882,300円 |
| | 変更後 | 476,393,500円 |
| 2 契約の相手方 | 住所 | 大阪市東成区神路一丁目12番2号 |
| | 名称 | 日本土建工業株式会社 |
| | 代表取締役 | 池田 勉 |

(参 考)

1 変更理由

泉大津市立図書館整備工事については、工事進捗に伴い、設計当初では確認できない部分において、天井塗装、床の不陸調整、壁下地の仕様変更等による追加工事が生じたことにより、当該請負契約の一部変更を行い、工期延長及び契約金額を増額するものである。

2 工 期

変更前 令和2年9月10日から令和3年3月11日まで

変更後 令和2年9月10日から令和3年5月31日まで

議案第7号

令和2年度泉大津市一般会計補正予算

令和2年度泉大津市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93,715千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,807,922千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年2月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		14,803,508	329,018	15,132,526
	1 国庫負担金	5,026,256	284,837	5,311,093
	2 国庫補助金	9,755,544	44,181	9,799,725
15 府支出金		2,229,669	△11,524	2,218,145
	1 府負担金	1,537,564	4,439	1,542,003
	2 府補助金	538,886	△15,963	522,923
18 繰入金		1,999,126	△466,957	1,532,169
	1 基金繰入金	1,925,397	△466,957	1,458,440
20 諸収入		509,058	△34,552	474,506
	5 雑入	442,786	△34,552	408,234
21 市債		3,096,873	90,300	3,187,173
	1 市債	3,096,873	90,300	3,187,173
歳 入 合 計		40,901,637	△93,715	40,807,922

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		263,057	△5,400	257,657
	1 議会費	263,057	△5,400	257,657
2 総務費		10,497,343	△13,397	10,483,946
	1 総務管理費	9,777,945	13,270	9,791,215
	4 戸籍住民登録費	250,791	△26,667	224,124
3 民生費		14,130,340	△130,697	13,999,643
	1 社会福祉費	5,124,596	△45,733	5,078,863
	2 児童福祉費	5,016,947	△91,265	4,925,682
	3 生活保護費	3,135,784	△2,100	3,133,684
	6 国民健康保険事業費	841,041	8,401	849,442
4 衛生費		3,993,993	279,529	4,273,522
	1 保健衛生費	615,886	345,854	961,740
	2 清掃費	1,204,149	△66,325	1,137,824
5 農林水産業費		29,975	△3,500	26,475
	1 農業費	29,708	△3,500	26,208
6 商工費		429,414	△102,250	327,164

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商工費	429,414	△102,250	327,164
7 土木費		3,267,300	△48,527	3,218,773
	2 道路橋りょう費	492,591	△22,064	470,527
	4 都市計画費	1,267,282	△26,314	1,240,968
	5 下水道事業費	1,412,384	△149	1,412,235
8 消防費		735,610	△2,560	733,050
	1 消防費	735,610	△2,560	733,050
9 教育費		3,947,647	△44,282	3,903,365
	1 教育総務費	679,338	△8,077	671,261
	2 小学校費	1,357,172	△12,320	1,344,852
	3 中学校費	407,538	△13,592	393,946
	5 社会教育費	1,060,311	△11,746	1,048,565
	6 保健体育費	118,327	1,453	119,780
10 公債費		3,097,792	△15,902	3,081,890
	1 公債費	3,097,792	△15,902	3,081,890
11 諸支出金		474,166	△6,729	467,437

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 上水道事業費	111,421	△6,729	104,692
歳	出	40,901,637	△93,715	40,807,922
合	計			

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	新生児特別定額給付金 給付事業	8,000
4 衛生費	1 保健衛生費	予防接種事業 (健康づくり課)	351,047
6 商工費	1 商工費	産業振興対策事業	10,000
7 土木費	4 都市計画費	地域計画推進事業	12,873
		泉大津駅西地区 周辺整備事業	41,217
		公園施設整備事業	38,741
9 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	322,261
	5 社会教育費	新図書館整備事業	545,651

第3表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
				資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
交通安全施設整備事業費	千円 補正前 17,300	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 又は銀行 その他資金	20年以内	5年以内	半年賦及び 半年賦元利均 等、半年賦元 金均等償還 又は満期一 括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後 32,800							
道路整備事業費	補正前 38,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後 40,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
橋りょう施設整備事業費	補正前 17,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後 22,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
街路整備事業費	補正前 220,300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後 152,600	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
公園整備事業費	補正前 456,200	同上	同上	同上	20年以内	3年以内	同上	同上
	補正後 500,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
消防施設整備事業費	補正前 79,900	同上	同上	同上	5年以内	1年以内	同上	同上
	補正後 77,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
新図書館整備事業費	補正前 330,400	同上	同上	同上	20年以内	3年以内	同上	同上
	補正後 335,100	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
減収補てん債	補正前 0	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後 90,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(補正額)	90,300							
補正前の額	3,096,873							
合計	3,187,173							

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
14 国庫支出金	14,803,508
15 府支出金	2,229,669
18 繰入金	1,999,126
20 諸収入	509,058
21 市債	3,096,873
歳 入 合 計	40,901,637

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
329,018	15,132,526
△11,524	2,218,145
△466,957	1,532,169
△34,552	474,506
90,300	3,187,173
△93,715	40,807,922

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
1 議会費	263,057	△5,400
2 総務費	10,497,343	△13,397
3 民生費	14,130,340	△130,697
4 衛生費	3,993,993	279,529
5 農林水産業費	29,975	△3,500
6 商工費	429,414	△102,250
7 土木費	3,267,300	△48,527
8 消防費	735,610	△2,560
9 教育費	3,947,647	△44,282
10 公債費	3,097,792	△15,902
11 諸支出金	474,166	△6,729
歳 出 合 計	40,901,637	△93,715

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
257,657				△5,400
10,483,946	△744		△25,000	12,347
13,999,643	△17,562		△3,248	△109,887
4,273,522	351,047		△5,193	△66,325
26,475				△3,500
327,164				△102,250
3,218,773	△26,761	△1,500	△1,030	△19,236
733,050		△2,900		340
3,903,365	△721	4,700	△13,014	△35,247
3,081,890				△15,902
467,437				△6,729
40,807,922	305,259	300	△47,485	△351,789

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 14,803,508	千円 329,018	千円 15,132,526

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	5,003,279	11,597	5,014,876
3 衛生費国庫負担金	0	273,240	273,240
計	5,026,256	284,837	5,311,093

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	8,495,103	△744	8,494,359
2 民生費国庫補助金	419,951	△2,644	417,307
3 衛生費国庫補助金	16,106	77,807	93,913
5 土木費国庫補助金	618,283	△30,238	588,045

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費負担金	4,610	児童扶養手当負担金 $\Delta 10,757$ 児童手当負担金 $\Delta 6,960$ 施設型給付費負担金 22,327
4 国民健康保険事業費負担金	6,987	国民健康保険基盤安定負担金
1 保健衛生費負担金	273,240	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金

節		説明
区分	金額	
1 総務管理費補助金	$\Delta 744$	地方創生推進交付金
2 児童福祉費補助金	$\Delta 2,644$	母子家庭高等技能訓練促進補助金 $\Delta 2,144$ 保育対策総合支援事業費補助金 $\Delta 500$
1 保健衛生費補助金	77,807	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
1 土木費補助金	$\Delta 29,994$	地籍調査補助金 $\Delta 2,007$ 社会資本整備総合交付金（自転車ネットワーク整備事業） $\Delta 15,000$ 社会資本整備総合交付金（道路改良事業） $\Delta 9,126$ 社会資本整備総合交付金（橋りょう補修事業） $\Delta 3,861$
2 都市計画費補助金	$\Delta 244$	都市構造再編集中支援事業費補助金（泉大津駅西地区周辺整備事業） 63,108 都市構造再編集中支援事業費補助金（小松町4号線道路改良事業） $\Delta 11,229$ 都市構造再編集中支援事業費補助金（公園施設整備事業） $\Delta 47,643$

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
計	9,755,544	44,181	9,799,725

補正前	補正額	計
千円 2,229,669	千円 △11,524	千円 2,218,145

(款) 15 府支出金

(項) 1 府負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 民生費府負担金	1,526,076	4,439	1,530,515
計	1,537,564	4,439	1,542,003

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費府補助金	456,894	△14,687	442,207
6 土木費府補助金	1,765	△1,003	762
8 教育費府補助金	52,679	△273	52,406

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		都市構造再編集中支援事業費補助金（新図書館整備事業分） △4,480

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費負担金	△809	児童手当負担金 △1,520 施設型給付費負担金 711
4 国民健康保険事業費負担金	16,582	国民健康保険基盤安定負担金
5 後期高齢者医療事業費負担金	△11,334	後期高齢者医療保険基盤安定負担金

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費補助金	△6,000	老人医療費等助成事業補助金
2 児童福祉費補助金	△8,687	乳幼児医療費等助成事業補助金 △5,687 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 △3,000
1 土木費補助金	△1,003	地籍調査補助金
1 教育総務費補助金	3,759	大阪府国産農林水産物学校給食提供事業補助金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
計	538,886	△15,963	522,923

補正前	補正額	計
千円 1,999,126	千円 △466,957	千円 1,532,169

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	1,084,579	△462,843	621,736
4 人材育成基金繰入金	5,520	△4,114	1,406
計	1,925,397	△466,957	1,458,440

補正前	補正額	計
千円 509,058	千円 △34,552	千円 474,506

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	442,786	△34,552	408,234

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 幼稚園費補助金	△4,032	施設型給付費補助金

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	△462,843	財政調整基金繰入金
1 人材育成基金繰入金	△4,114	深喜人材育成基金繰入金

節		説明
区分	金額	
1 雑入	△34,552	介護予防事業交付金 △8,441 公共基準点一時撤去・移転（復旧）費 △1,030 留守家庭児童会会費 △8,900 後期高齢者医療定率負担金精算金 8,819

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
計	442,786	△34,552	408,234

補正前	補正額	計
千円 3,096,873	千円 90,300	千円 3,187,173

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
4 土木債	762,700	△1,500	761,200
5 消防債	79,900	△2,900	77,000
6 教育債	1,003,700	4,700	1,008,400
9 減収補てん債	0	90,000	90,000
計	3,096,873	90,300	3,187,173

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		収入印紙売払金 △25,000

節		説 明
区 分	金 額	
1 都市計画債	△23,400	街路整備事業債 △67,700 公園整備事業債 44,300
2 道路橋りょう債	21,900	交通安全施設整備事業債 15,500 道路整備事業債 2,000 橋りょう施設整備事業債 4,400
1 消防債	△2,900	消防施設整備事業債
2 社会教育債	4,700	新図書館整備事業債
1 減収補てん債	90,000	減収補てん債

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 263,057	千円 △5,400	千円 257,657

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 議会費	263,057	△5,400	257,657				△5,400
計	263,057	△5,400	257,657				△5,400

補正前	補正額	計
千円 10,497,343	千円 △13,397	千円 10,483,946

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 広報費	309,957	△2,231	307,726				△2,231
9 企画調査費	7,572,553	△3,094	7,569,459	△744			△2,350

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
3 職員手当等	△533	2 議員人件費 △533	3 職員手当等 △533 期末手当
8 旅費	△3,360	3 議会運営事業 △1,867	8 旅費 △360 普通旅費 △170 費用弁償 △190
13 使用料及び賃借料	△137		13 使用料及び賃借料 △137 バス借上料
14 工事請負費	△1,100		14 工事請負費 △1,100 設置工事費 △1,009 インターネット回線工事費 △91
18 負担金、補助及び交付金	△270		18 負担金、補助及び交付金 △270 大阪府南部市議会議長会先進都市視察参加負担金
			4 議会調査研究事業 △3,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
11 役務費	△2,231	3 文化フォーラム事業 △2,231	11 役務費 △2,231 講師派遣料
8 旅費	△1,000	1 一般事務事業（政策推進課） △2,094	18 負担金、補助及び交付金 △2,094

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 自治振興費	17,569	479	18,048				479
17 諸費	159,334	18,116	177,450				18,116
計	9,777,945	13,270	9,791,215	△744			14,014

(項) 4 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民登録費	250,791	△26,667	224,124			△25,000	△1,667
計	250,791	△26,667	224,124			△25,000	△1,667

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	△2,094		泉州観光DMO負担金
		5 元気な泉大津づくり政策研究事業 △1,000	8 旅費 普通旅費 費用弁償 △1,000 △300 △700
18 負担金、補助及び交付金	479	1 自治会活動助成事業 479	18 負担金、補助及び交付金 自治会館整備助成金 479
22 償還金、利子及び割引料	18,116	1 国・府支出金返還事業 3,816	22 償還金、利子及び割引料 国府補助金等返還金 3,816
		2 市税等過誤納還付事業 14,300	22 償還金、利子及び割引料 市税等過誤納還付金 14,300

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費 12 委託料	△25,000 △1,667	3 住基・印鑑登録事務事業 △1,667	12 委託料 窓口業務委託料 コンビニ交付システム更改対応業務委託料 △1,667 △825 △842
		4 旅券発給事務事業 △25,000	10 需用費 消耗品費 △25,000

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

補正前	補正額	計
千円 14,130,340	千円 △130,697	千円 13,999,643

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	332,579	△8,900	323,679				△8,900
3 老人福祉費	2,182,651	△22,233	2,160,418			△3,248	△18,985
4 老人医療助成費	49,522	△12,000	37,522	△6,000			△6,000
8 障がい者福祉費	289,521	△2,600	286,921				△2,600
計	5,124,596	△45,733	5,078,863	△6,000		△3,248	△36,485

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	1,665,069	30,499	1,695,568	15,506			14,993

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△5,300 △2,600 △1,000	1 人件費	△8,900	2 給料 一般職給	△5,300
				3 職員手当等 期末勤勉手当	△2,600
				4 共済費 共済組合補給金	△1,000
12 委託料 18 負担金、補助及び交付金 27 繰出金	△3,248 △2,600 △16,385	1 介護保険事業特別会計繰出金事業	△1,274	27 繰出金 介護保険事業特別会計への繰出	△1,274
		9 介護予防生活支援事業	△3,248	12 委託料 高齢者等配食サービス事業委託料	△3,248
		21 後期高齢者医療特別会計繰出金事業	△15,111	27 繰出金 後期高齢者医療特別会計への繰出	△15,111
		23 介護サービス事業所特別支援事業	△2,600	18 負担金、補助及び交付金 介護サービス事業所特別支援事業助成金	△2,600
19 扶助費	△12,000	1 老人医療費助成事業	△12,000	19 扶助費 医療費	△12,000
18 負担金、補助及び交付金	△2,600	13 障がい福祉サービス事業所特別支援事業	△2,600	18 負担金、補助及び交付金 障がい福祉サービス事業所特別支援事業助成金	△2,600

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金、補助及び交付金 19 扶助費	△12,000 △6,300 △3,000 640 51,159	1 人件費	△21,300	2 給料 一般職給	△12,000
				3 職員手当等 地域手当 期末勤勉手当 通勤手当	△6,300 △500 △5,000 △800

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 児童措置費	1,313,366	△10,000	1,303,366	△8,480			△1,520
3 母子福祉費	556,924	△35,129	521,795	△12,901			△22,228
4 保育所費	754,117	△48,200	705,917				△48,200
6 子ども医療 助成費	294,854	△28,435	266,419	△5,687			△22,748
計	5,016,947	△91,265	4,925,682	△11,562			△79,703

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内 訳
			4 共済費 共済組合補給金 $\Delta 3,000$
		9 他市保育所運営委託 事業 0	
		16 他市特定教育・保育 施設施設型給付事業 431	19 扶助費 施設型給付費 431
		17 特定教育・保育施設 施設型給付事業 50,728	19 扶助費 施設型給付費 50,728
		26 保育環境改善等事業 $\Delta 3,500$	18 負担金、補助及び交付金 保育環境改善等事業費補助金 $\Delta 3,500$
		27 就学前児童生活支援 給付金給付事業 4,140	18 負担金、補助及び交付金 就学前児童生活支援給付金 4,140
19 扶助費	$\Delta 10,000$	1 児童手当支給事業 $\Delta 10,000$	19 扶助費 児童手当 $\Delta 10,000$
18 負担金、補 助及び交付 金	$\Delta 2,858$	2 児童扶養手当支給 事業 $\Delta 32,271$	19 扶助費 児童扶養手当 $\Delta 32,271$
19 扶助費	$\Delta 32,271$	3 母子家庭等自立支援 事業 $\Delta 2,858$	18 負担金、補助及び交付金 母子家庭等高等職業訓練促進給付金 $\Delta 2,858$
2 給料 3 職員手当等 4 共済費	$\Delta 35,000$ $\Delta 8,200$ $\Delta 5,000$	1 人件費 $\Delta 48,200$	2 給料 $\Delta 35,000$ 一般職給 3 職員手当等 $\Delta 8,200$ 地域手当 $\Delta 1,500$ 期末勤勉手当 $\Delta 6,700$ 4 共済費 $\Delta 5,000$ 共済組合補給金
11 役務費 19 扶助費	$\Delta 2,493$ $\Delta 25,942$	1 子ども医療助成事 業 $\Delta 28,435$	11 役務費 $\Delta 2,493$ 診療報酬審査支払事務手数料 19 扶助費 $\Delta 25,942$ 医療費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 生活保護総務費	152,210	△2,100	150,110				△2,100
計	3,135,784	△2,100	3,133,684				△2,100

(項) 6 国民健康保険事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民健康保険事業費	841,041	8,401	849,442				8,401
計	841,041	8,401	849,442				8,401

補正前	補正額	計
千円 3,993,993	千円 279,529	千円 4,273,522

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 予防費	269,838	351,047	620,885	351,047			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料 3 職員手当等	△1,700 △400	1 人件費 △2,100	2 給料 一般職給 △1,700 3 職員手当等 期末勤勉手当 △400

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	8,401	1 国民健康保険事業特別会計繰出金事業 8,401	27 繰出金 国民健康保険事業特別会計への繰出 8,401

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬 3 職員手当等 7 報償費 8 旅費 10 需用費 11 役務費 12 委託料 17 備品購入費	4,680 647 964 50 11,830 7,446 322,940 2,490	4 予防接種事業（健康づくり課） 351,047	1 報酬 会計年度任用職員報酬 4,680 3 職員手当等 期末手当（パートタイム会計年度任用職員） 647 7 報償費 従事者報償費 964 8 旅費 費用弁償 50 10 需用費 消耗品費 印刷製本費 医薬材料費 11,830 729 10,401 700

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 介護予防費	22,927	△5,193	17,734			△5,193	
計	615,886	345,854	961,740	351,047		△5,193	

(項) 2 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	433,556	△66,325	367,231				△66,325
計	1,204,149	△66,325	1,137,824				△66,325

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
			11 役務費 7,446 通信運搬費 5,833 傷害保険料 1,327 広報紙挟み込み手数料 286 12 委託料 322,940 予診票穿孔料 12,000 予防接種委託料 273,240 コールセンター業務委託料 37,700 17 備品購入費 2,490 器機購入費
7 報償費 11 役務費 12 委託料 13 使用料及び 賃借料	△790 △270 △3,995 △138	2 高齢者介護予防事業 △4,440	7 報償費 △445 医師等報償費 12 委託料 △3,995 介護予防事業委託料
		3 あしゆびプロジェクト事業（高齢介護課） △753	7 報償費 △345 医師等報償費 11 役務費 △270 講師派遣料 13 使用料及び賃借料 △138 会場借上料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	△66,325	2 泉北環境整備施設組合負担金事業（清掃） △66,325	18 負担金、補助及び交付金 △66,325 泉北環境整備施設組合負担金

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

補正前	補正額	計
千円 29,975	千円 △3,500	千円 26,475

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 農業総務費	6,391	△3,500	2,891				△3,500
計	29,708	△3,500	26,208				△3,500

補正前	補正額	計
千円 429,414	千円 △102,250	千円 327,164

(款) 6 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	40,133	△11,000	29,133				△11,000
2 商工業振興費	377,560	△91,250	286,310				△91,250
計	429,414	△102,250	327,164				△102,250

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料	△2,000	1 人件費 △3,500	2 給料 △2,000 一般職給
3 職員手当等	△1,000		3 職員手当等 △1,000 期末勤勉手当
4 共済費	△500		4 共済費 △500 共済組合補給金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
2 給料	△6,500	1 人件費 △11,000	2 給料 △6,500 一般職給
3 職員手当等	△3,500		3 職員手当等 △3,500 地域手当 期末勤勉手当 管理職手当 △400 △2,600 △500
4 共済費	△1,000		4 共済費 △1,000 共済組合補給金
18 負担金、補助及び交付金	△91,250	1 産業振興対策事業 △87,250	18 負担金、補助及び交付金 △87,250 休業要請支援金負担金
		2 地域産業振興対策事業 △4,000	18 負担金、補助及び交付金 △4,000 泉大津未来ビジョン補助金

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農業費

補正前	補正額	計
千円 3,267,300	千円 △48,527	千円 3,218,773

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 道路維持費	90,658	△5,172	85,486	△3,010		△1,030	△1,132
5 交通安全対策費	96,318	0	96,318	△15,000	15,500		△500
6 道路新設改良費	110,846	△16,892	93,954	△24,216	6,400		924
計	492,591	△22,064	470,527	△42,226	21,900	△1,030	△708

(項) 4 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 街路事業費	281,770	△18,721	263,049	63,108	△67,700		△14,129
4 公園管理費	756,251	△2,593	753,658	△47,643	44,300		750

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	△5,172	2 道路台帳整備事業 △1,157	12 委託料 △1,157 道路台帳整備委託料 △127 公共基準点業務委託料 △1,030
		5 地籍調査整備事業 △4,015	12 委託料 △4,015 地籍調査事業業務委託料
		4 自転車ネットワーク整備事業 0	
12 委託料	△16,892	1 道路改良事業 0	
		2 橋りょう補修事業 0	
		3 小松町4号線道路改良事業 △16,892	12 委託料 △16,892 工事設計委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料 14 工事請負費	△16,263 △2,458	1 泉大津駅西地区周辺整備事業 △18,721	12 委託料 △16,263 不動産鑑定委託料 △255 用地測量委託料 △944 工事設計委託料 △1,096 物件調査委託料 △13,968 14 工事請負費 △2,458 用地管理工事費
1 報酬 3 職員手当等	△2,131 △462	1 公園維持管理事業 △2,593	1 報酬 △2,131 会計年度任用職員報酬
			3 職員手当等 △462 期末手当(パートタイム会計年度任用職員)
		2 公園施設整備事業 0	

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 緑化推進費	74,667	△5,000	69,667				△5,000
計	1,267,282	△26,314	1,240,968	15,465	△23,400		△18,379

(項) 5 下水道事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 都市下水道費	2,268	△149	2,119				△149
計	1,412,384	△149	1,412,235				△149

補正前	補正額	計
千円 735,610	千円 △2,560	千円 733,050

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 常備消防費	724,927	△2,560	722,367		△2,900		340
計	735,610	△2,560	733,050		△2,900		340

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
11 役務費 12 委託料	△1,500 △3,500	2 みどり維持管理事業	△5,000	11 役務費 ごみ処分手数料	△1,500
				12 委託料 ごみ収集委託料 薬剤散布委託料	△3,500 △1,000 △2,500

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助及び交付金	△149	1 泉北環境整備施設組合負担金事業（都市下水道）	△149	18 負担金、補助及び交付金 泉北環境整備施設組合負担金	△149

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
14 工事請負費	△2,560	4 通信設備管理事業	△2,560	14 工事請負費 高機能消防指令システム部分更新工事費	△2,560

(款) 7 土木費

(項) 4 都市計画費

補正前	補正額	計
千円 3,947,647	千円 △44,282	千円 3,903,365

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
4 教育指導費	128,563	△4,114	124,449			△4,114	
5 支援教育費	83,446	△3,963	79,483				△3,963
計	679,338	△8,077	671,261			△4,114	△3,963

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	1,283,606	△241	1,283,365	3,759			△4,000
2 教育振興費	62,783	△12,079	50,704				△12,079
計	1,357,172	△12,320	1,344,852	3,759			△16,079

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
8 旅費 12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△1,084 △2,710 △320	17 中学生国際交流事業	△4,114	8 旅費 普通旅費 費用弁償	△1,084 △271 △813
				12 委託料 中学生国際交流事業委託料	△2,710
				18 負担金、補助及び交付金 国際交流事業助成金	△320
3 職員手当等 8 旅費	△3,630 △333	2 介助員配置事業	△3,963	3 職員手当等 期末手当(パートタイム会計年度任用職員)	△3,630
				8 旅費 費用弁償	△333

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助及び交付金	△241	2 小学校運営事業	△4,000	18 負担金、補助及び交付金 感染症対策補助金	△4,000
		5 小学校給食事業	3,759	18 負担金、補助及び交付金 給食食材費補助金	3,759
18 負担金、補助及び交付金	△12,079	2 小学校就学援助事業	△12,079	18 負担金、補助及び交付金 就学援助費	△12,079

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	362,489	△6,080	356,409				△6,080
2 教育振興費	45,049	△7,512	37,537				△7,512
計	407,538	△13,592	393,946				△13,592

(項) 5 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 図書館費	786,725	0	786,725	△4,480	4,700		△220
9 留守家庭児童会費	129,420	△10,087	119,333			△8,900	△1,187
10 勤労青少年ホーム費	11,184	△1,659	9,525				△1,659
計	1,060,311	△11,746	1,048,565	△4,480	4,700	△8,900	△3,066

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 体育振興費	8,603	△1,410	7,193				△1,410
3 スポーツ施設費	65,648	2,863	68,511				2,863

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料 18 負担金、補助及び交付金	△10,000 3,920	1 中学校運営事業 3,920		18 負担金、補助及び交付金 感染症対策補助金	3,920
		6 中学校給食事業 △10,000		12 委託料 中学校給食業務委託料	△10,000
18 負担金、補助及び交付金	△7,512	2 中学校就学援助事業 △7,512		18 負担金、補助及び交付金 就学援助費	△7,512

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
		5 新図書館整備事業 0			
1 報酬 3 職員手当等 8 旅費 12 委託料	△3,000 △1,187 △700 △5,200	1 留守家庭児童会運営事業 △5,200		12 委託料 留守家庭児童会運営業務委託料	△5,200
		2 留守家庭児童会指導員配置事業 △4,887		1 報酬 会計年度任用職員報酬	△3,000
				3 職員手当等 期末手当(パートタイム会計年度任用職員)	△1,187
				8 旅費 費用弁償	△700
1 報酬	△1,659	1 勤労青少年ホーム運営事業 △1,659		1 報酬 会計年度任用職員報酬	△1,659

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
12 委託料	△1,410	1 体育振興事業 △1,410		12 委託料 市民体育祭運営委託料	△1,410
18 負担金、補助及び交付金	2,863	2 スポーツ施設指定管理者支援事業 2,863		18 負担金、補助及び交付金 スポーツ施設指定管理者支援事業助成金	2,863

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
計	118,327	1,453	119,780				1,453

補正前	補正額	計
千円 3,097,792	千円 △15,902	千円 3,081,890

(款) 10 公債費

(項) 1 公債費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 利子	228,101	△15,902	212,199				△15,902
計	3,097,792	△15,902	3,081,890				△15,902

補正前	補正額	計
千円 474,166	千円 △6,729	千円 467,437

(款) 11 諸支出金

(項) 2 上水道事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 上水道事業費	111,421	△6,729	104,692				△6,729
計	111,421	△6,729	104,692				△6,729

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	△15,902	1 長期債利子償還事業 △15,902	22 償還金、利子及び割引料 長期債利子 △15,902

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	△6,729	1 水道事業会計繰出金 事業 △6,729	27 繰出金 水道事業会計への繰出 △6,729

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

給 与 費 明 細 書

特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率分) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	合 計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		22,751	11,178	1,714	12,354	47,997	7,009	55,006	
	議 員	16	102,235		46,940			149,175	37,591	186,766	
	その他の 特別職	1,083	90,450					90,450		90,450	
	計	1,102	192,685	22,751	58,118	1,714	12,354	287,622	44,600	332,222	
補 正 前	長 等	3		22,751	11,178	1,714	12,354	47,997	7,009	55,006	
	議 員	16	102,235		47,473			149,708	37,591	187,299	
	その他の 特別職	1,083	90,450					90,450		90,450	
	計	1,102	192,685	22,751	58,651	1,714	12,354	288,155	44,600	332,755	
比 較	長 等										
	議 員				△ 533			△ 533		△ 533	
	その他の 特別職										
	計				△ 533			△ 533		△ 533	

給 与 費 明 細 書

一 般 職

(1) 総 括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(519) 476	690,757	1,625,154	1,485,501	3,801,412	681,342	4,482,754	
補正前	(531) 475	692,867	1,687,654	1,512,133	3,892,654	691,842	4,584,496	
比 較	(△12) 1	△ 2,110	△ 62,500	△ 26,632	△ 91,242	△ 10,500	△ 101,742	

()内は、再任用短時間勤務職員数及び会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時 間 外 勤 務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	50,943	105,994	811,208	60,028	40,144	34,057	114,222	11,404
	補 正 前	50,943	108,394	834,140	60,528	40,944	34,057	114,222	11,404
	比 較	0	△ 2,400	△ 22,932	△ 500	△ 800	0	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	231,930	4,530	0	0	19,745	1,296	1,485,501		
補 正 前	231,930	4,530	0	0	19,745	1,296	1,512,133		
比 較	0	0	0	0	0	0	△ 26,632		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(18) 464	1,600,210	1,342,854	2,943,064	564,247	3,507,311	
補正前	(27) 463	1,662,710	1,364,854	3,027,564	574,747	3,602,311	
比 較	(△9) 1	△ 62,500	△ 22,000	△ 84,500	△ 10,500	△ 95,000	

()内は、再任用短時間勤務職員数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 (千円)	地 域 (千円)	期 末 勤 勉 (千円)	管 理 職 (千円)	通 勤 (千円)	住 居 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)
	補 正 後	50,943	104,496	672,123	60,028	39,650	34,057	114,222	11,404
	補 正 前	50,943	106,896	690,423	60,528	40,450	34,057	114,222	11,404
	比 較	0	△ 2,400	△ 18,300	△ 500	△ 800	0	0	0
区 分	退 職 (千円)	夜 間 勤 務 (千円)	宿 日 直 (千円)	単 身 赴 任 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	管理職員 特別勤務 (千円)	合 計 (千円)		
補 正 後	230,360	4,530	0	0	19,745	1,296	1,342,854		
補 正 前	230,360	4,530	0	0	19,745	1,296	1,364,854		
比 較	0	0	0	0	0	0	△ 22,000		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(501) 12	690,757	24,944	142,647	858,348	117,095	975,443	
補正前	(504) 12	692,867	24,944	147,279	865,090	117,095	982,185	
比 較	(△3) 0	△ 2,110	0	△ 4,632	△ 6,742	0	△ 6,742	

()内は、会計年度任用職員(パートタイム)数の外書

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	地 域 (千円)	期 末 (千円)	通 勤 (千円)	時間外勤務 (千円)	特 殊 勤 務 (千円)	退 職 (千円)	休 日 勤 務 (千円)	合 計 (千円)
	補 正 後	1,498	139,085	494	0	0	1,570	0	142,647
	補 正 前	1,498	143,717	494	0	0	1,570	0	147,279
	比 較	0	△ 4,632	0	0	0	0	0	△ 4,632

(2) 給与費の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説 明	備 考
報 酬	△ 2,110	その他の増減分	△ 2,110	異動等による減	
給 料	△ 62,500	その他の増減分	△ 62,500	異動等による減	
職員手当	△ 26,632	その他の増減分	△ 26,632	異動等による減	

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額				
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補正後の額
1. 普通債	11,660,179	2,098,000	300	2,098,300	1,766,089		1,766,089	11,992,090	11,992,390
(1) 総務債	574,304	3,600		3,600	104,290		104,290	473,614	473,614
(2) 民生債	547,144	51,300		51,300	15,386		15,386	583,058	583,058
(3) 衛生債	426,281	183,600		183,600	199,222		199,222	410,659	410,659
(4) 農林水産業債	4,400				199		199	4,201	4,201
(5) 土木債	4,499,435	753,900	△ 1,500	752,400	986,148		986,148	4,267,187	4,265,687
(6) 公営住宅債	698,765	8,800		8,800	32,540		32,540	675,025	675,025
(7) 消防債	969,600	79,900	△ 2,900	77,000	46,686		46,686	1,002,814	999,914
(8) 教育債	3,940,250	1,016,900	4,700	1,021,600	381,618		381,618	4,575,532	4,580,232
2. 災害復旧債	161,000							161,000	161,000
(1) 民生債	9,800							9,800	9,800
(2) 衛生債	5,900							5,900	5,900
(3) 土木債	113,700							113,700	113,700
(4) 公営住宅債	1,400							1,400	1,400
(5) 消防債	1,800							1,800	1,800
(6) 教育債	28,400							28,400	28,400
3. その他債	14,748,456	998,873	90,000	1,088,873	1,103,602		1,103,602	14,643,727	14,733,727
(1) 減税補てん債	194,704				51,806		51,806	142,898	142,898
(2) 臨時財政 対 策 債	14,428,018	998,873		998,873	1,042,074		1,042,074	14,384,817	14,384,817
(3) 減収補てん債	125,734		90,000	90,000	9,722		9,722	116,012	206,012
合 計	26,569,635	3,096,873	90,300	3,187,173	2,869,691		2,869,691	26,796,817	26,887,117

議案第 8 号

令和 2 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正
予算

令和 2 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 83,056 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,255,881 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 24 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険料		1,440,899	△20,656	1,420,243
	1 国民健康保険料	1,440,899	△20,656	1,420,243
3 国庫支出金		7,839	20,656	28,495
	1 国庫補助金	7,839	20,656	28,495
4 府支出金		5,877,242	132	5,877,374
	1 府補助金	5,877,242	132	5,877,374
6 繰入金		841,041	8,401	849,442
	1 他会計繰入金	841,041	8,401	849,442
7 繰越金		1	74,523	74,524
	1 繰越金	1	74,523	74,524
歳 入 合 計		8,172,825	83,056	8,255,881

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		2,140,563	0	2,140,563
	1 医療給付費分	1,543,881	0	1,543,881
	2 後期高齢者支援金等分	428,734	0	428,734
	3 介護納付金分	167,948	0	167,948
5 基金積立金		4	82,056	82,060
	1 基金積立金	4	82,056	82,060
7 諸支出金		7,570	1,000	8,570
	2 償還金及び還付加算金	6,979	1,000	7,979
歳 出 合 計		8,172,825	83,056	8,255,881

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
1 国民健康保険料	1, 4 4 0, 8 9 9
3 国庫支出金	7, 8 3 9
4 府支出金	5, 8 7 7, 2 4 2
6 繰入金	8 4 1, 0 4 1
7 繰越金	1
歳 入 合 計	8, 1 7 2, 8 2 5

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△20,656	1,420,243
20,656	28,495
132	5,877,374
8,401	849,442
74,523	74,524
83,056	8,255,881

歳 出

款	補正前の額	補正額
3 国民健康保険事業費納付金	2,140,563	0
5 基金積立金	4	82,056
7 諸支出金	7,570	1,000
歳 出 合 計	8,172,825	83,056

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
2,140,563	20,788		△20,788	
82,060				82,056
8,570				1,000
8,255,881	20,788		△20,788	83,056

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,440,899	千円 △20,656	千円 1,420,243

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険料	1,440,731	△20,656	1,420,075
計	1,440,899	△20,656	1,420,243

補 正 前	補 正 額	計
千円 7,839	千円 20,656	千円 28,495

(款) 3 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 災害等臨時特例補助金	6,354	20,656	27,010
計	7,839	20,656	28,495

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分現年分	△14,459	医療給付費分現年分
2 後期高齢者支援金分現年分	△4,441	後期高齢者支援金分現年分
3 介護納付金分現年分	△1,756	介護納付金分現年分

節		説明
区分	金額	
1 災害等臨時特例補助金	20,656	災害等臨時特例補助金

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

補正前	補正額	計
千円 5,877,242	千円 132	千円 5,877,374

(款) 4 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 老人等医療費助成補助金	9,496	132	9,628
計	5,877,242	132	5,877,374

補正前	補正額	計
千円 841,041	千円 8,401	千円 849,442

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	841,041	8,401	849,442

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 老人医療費助成補助金	△1,523	老人医療費助成補助金
2 障がい者医療費助成補助金	1,790	障がい者医療費助成補助金
3 ひとり親家庭医療費助成補助金	△135	ひとり親家庭医療費助成補助金

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	17,452	保険料軽減分
2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	13,974	保険者支援分
6 その他繰入金	△23,025	その他繰入金

(款) 4 府支出金

(項) 1 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
計	841,041	8,401	849,442

補正前	補正額	計
千円 1	千円 74,523	千円 74,524

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1	74,523	74,524
計	1	74,523	74,524

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	74,523	繰越金

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 2,140,563	千円 0	千円 2,140,563

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者医療給付費分	1,543,872	0	1,543,872	14,591		△14,591	
計	1,543,881	0	1,543,881	14,591		△14,591	

(項) 2 後期高齢者支援金等分

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	428,497	0	428,497	4,441		△4,441	
計	428,734	0	428,734	4,441		△4,441	

(項) 3 介護納付金分

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 介護納付金分	167,948	0	167,948	1,756		△1,756	
計	167,948	0	167,948	1,756		△1,756	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
		1 国民健康保険事業費 納付金	0

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
		1 国民健康保険事業費 納付金	0

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳
		1 国民健康保険事業納 付金	0

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 医療給付費分

補正前	補正額	計
千円 4	千円 82,056	千円 82,060

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 財政調整基金積立金	4	82,056	82,060				82,056
計	4	82,056	82,060				82,056

補正前	補正額	計
千円 7,570	千円 1,000	千円 8,570

(款) 7 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般被保険者保険料還付金	6,718	1,000	7,718				1,000
計	6,979	1,000	7,979				1,000

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	82,056	1 基金積立金 82,056	24 積立金 財政調整基金積立金 82,056

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	1,000	1 一般被保険者保険料 還付事業 1,000	22 償還金、利子及び割引料 一般被保険者保険料過誤納付還付金 1,000

(款) 5 基金積立金

(項) 1 基金積立金

議案第9号

令和2年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和2年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,441千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,703,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		1,091,749	△1,963	1,089,786
	1 介護保険料	1,091,749	△1,963	1,089,786
2 国庫支出金		1,312,126	△2,528	1,309,598
	2 国庫補助金	358,664	△2,528	356,136
3 支払基金交付金		1,440,809	△1,402	1,439,407
	1 支払基金交付金	1,440,809	△1,402	1,439,407
4 府支出金		766,404	△1,274	765,130
	2 府補助金	55,716	△1,274	54,442
6 繰入金		1,058,621	△1,274	1,057,347
	1 一般会計繰入金	953,234	△1,274	951,960
歳 入 合 計		5,712,010	△8,441	5,703,569

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		388,628	△8,441	380,187
	1 包括的支援・任意事業費	105,752	△3,248	102,504
	3 一般介護予防事業費	26,768	△5,193	21,575
歳 出 合 計		5,712,010	△8,441	5,703,569

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括 歳 入

款	補 正 前 の 額
1 介護保険料	1, 091, 749
2 国庫支出金	1, 312, 126
3 支払基金交付金	1, 440, 809
4 府支出金	766, 404
6 繰入金	1, 058, 621
歳 入 合 計	5, 712, 010

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△1, 963	1, 089, 786
△2, 528	1, 309, 598
△1, 402	1, 439, 407
△1, 274	765, 130
△1, 274	1, 057, 347
△8, 441	5, 703, 569

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
3 地域支援事業費	388,628	△8,441
歳 出 合 計	5,712,010	△8,441

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
380,187	△3,802		△1,402	△3,237
5,703,569	△3,802		△1,402	△3,237

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,091,749	千円 △1,963	千円 1,089,786

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 第1号被保険者保険料	1,091,749	△1,963	1,089,786
計	1,091,749	△1,963	1,089,786

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,312,126	千円 △2,528	千円 1,309,598

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 調整交付金	244,405	△239	244,166
2 地域支援事業交付金	97,289	△2,289	95,000
計	358,664	△2,528	356,136

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 普通徴収現年分	△1,963	現年分

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△239	総合事業調整交付金
1 現年度分	△2,289	介護予防事業交付金 包括的支援・任意事業交付金
		△1,039 △1,250

(款) 1 介護保険料

(項) 1 介護保険料

補正前	補正額	計
千円 1,440,809	千円 △1,402	千円 1,439,407

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
2 地域支援事業交付金	76,376	△1,402	74,974
計	1,440,809	△1,402	1,439,407

補正前	補正額	計
千円 766,404	千円 △1,274	千円 765,130

(款) 4 府支出金

(項) 2 府補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 地域支援事業交付金	55,716	△1,274	54,442
計	55,716	△1,274	54,442

補正前	補正額	計
千円 1,058,621	千円 △1,274	千円 1,057,347

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業繰入金	55,716	△1,274	54,442

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△1,402	介護予防事業交付金

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△1,274	介護予防事業交付金 △649 包括の支援・任意事業交付金 △625

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	△1,274	介護予防事業繰入金 △649

(款) 3 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	953,234	△1,274	951,960

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		包括的支援・任意事業繰入金 △625

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 388,628	千円 △8,441	千円 380,187

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 包括的支援・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 任意事業費	46,055	△3,248	42,807	△1,875			△1,373
計	105,752	△3,248	102,504	△1,875			△1,373

(項) 3 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般介護予防事業費	26,768	△5,193	21,575	△1,927		△1,402	△1,864
計	26,768	△5,193	21,575	△1,927		△1,402	△1,864

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	△3,248	1 任意事業 △3,248	18 負担金、補助及び交付金 地域自立生活支援事業費 △3,248

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	△5,193	1 一般介護予防事業費 △5,193	18 負担金、補助及び交付金 介護予防高齢者施策事業負担金 △5,193

(款) 3 地域支援事業費

(項) 1 包括的支援・任意事業費

議案第10号

令和2年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和2年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15,111千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,006,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		260,412	△15,111	245,301
	1 一般会計繰入金	260,412	△15,111	245,301
歳 入 合 計		1,021,635	△15,111	1,006,524

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		976,219	△15,111	961,108
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	976,219	△15,111	961,108
歳 出 合 計		1,021,635	△15,111	1,006,524

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
2 繰入金	260,412
歳 入 合 計	1,021,635

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
△15,111	245,301
△15,111	1,006,524

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 後期高齢者医療広域連合納付金	976,219	△15,111
歳 出 合 計	1,021,635	△15,111

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
961,108			△15,111	
1,006,524			△15,111	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 260,412	千円 △15,111	千円 245,301

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	260,412	△15,111	245,301
計	260,412	△15,111	245,301

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 保険基盤安定繰入金	△15,111	保険基盤安定繰入金

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 976,219	千円 △15,111	千円 961,108

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	976,219	△15,111	961,108			△15,111	
計	976,219	△15,111	961,108			△15,111	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	△15,111	1 後期高齢者医療広域連合納付事業 △15,111	18 負担金、補助及び交付金 保険料等負担金 △15,111

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

議案第11号

令和2年度泉大津市水道事業会計補正予算

第1条 令和2年度泉大津市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度泉大津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,935,541千円	△30,361千円	1,905,180千円
第1項 営業収益	1,624,973千円	△23,632千円	1,601,341千円
第2項 営業外収益	310,568千円	△6,729千円	303,839千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,664,682千円	△20,550千円	1,644,132千円
第1項 営業費用	1,568,516千円	△20,550千円	1,547,966千円

第3条 予算第4条本文中「528,988千円」を「329,038千円」に、「56,352千円」を「31,009千円」に、「472,636千円」を「298,029千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	325,991千円	△91,600千円	234,391千円
第1項 企業債	200,000千円	△50,000千円	150,000千円
第2項 工事負担金	70,299千円	△41,600千円	28,699千円
	支	出	
第1款 資本的支出	854,979千円	△291,550千円	563,429千円
第1項 建設改良費	682,724千円	△291,550千円	391,174千円

第4条 予算第5条の表限度額の欄中「200,000千円」を「150,000千円」に改める。

令和3年2月24日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和2年度泉大津市水道

収益の収入

収

款	項	目
1 水道事業収益		
	1 営業収益	
		2 受託工事収益
	2 営業外収益	
		2 他会計負担金
		3 他会計補助金

支

款	項	目
1 水道事業費用		
	1 営業費用	
		3 受託工事費

事業会計補正予算実施計画

及び支出

入

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,935,541	△ 30,361	1,905,180
1,624,973	△ 23,632	1,601,341
23,632	△ 23,632	0
310,568	△ 6,729	303,839
10,221	122	10,343
107,907	△ 6,851	101,056

出

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,664,682	△ 20,550	1,644,132
1,568,516	△ 20,550	1,547,966
20,699	△ 20,550	149

資本的收入
收

款	項	目
1 資本的收入		
	1 企業債	
		1 企業債
	2 工事負擔金	
		1 工事負擔金

支

款	項	目
1 資本的支出		
	1 建設改良費	
		7 堺泉北港水道施設費
		8 配水管整備費

及び支出

入

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
325,991	△ 91,600	234,391
200,000	△ 50,000	150,000
200,000	△ 50,000	150,000
70,299	△ 41,600	28,699
70,299	△ 41,600	28,699

出

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
854,979	△ 291,550	563,429
682,724	△ 291,550	391,174
19,178	△ 12,600	6,578
621,443	△ 278,950	342,493

令和2年度泉大津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	246,993
減価償却費	394,978
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 1,081
退職給付引当金の増減額(△は減少)	8,331
賞与等引当金の増減額(△は減少)	△ 1,944
長期前受金戻入	△ 127,213
受取利息	△ 5,314
支払利息	59,100
資産減耗費	497
未収金の増減額(△は増加)	5,117
未払金の増減額(△は減少)	△ 49,408
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 935
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 47,130
小計	481,991
利息の受取額	5,314
利息の支払額	△ 59,100
業務活動によるキャッシュ・フロー	428,205
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 266,967
国庫補助金等による収入	28,699
一般会計及び他の特別会計からの繰入金による収入	5,692
他会計からの貸付金返済による収入	50,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 182,576
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	150,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 172,255
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 22,255
資金増減額(△は減少)	223,374
資金期首残高	2,755,659
資金期末残高	2,979,033

収 益 の

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水道事業収益		1,935,541	△ 30,361	1,905,180
1 営業収益		1,624,973	△ 23,632	1,601,341
	2 受託工事収益	23,632	△ 23,632	0
2 営業外収益		310,568	△ 6,729	303,839
	2 他会計負担金	10,221	122	10,343
	3 他会計補助金	107,907	△ 6,851	101,056

収 益 の

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水道事業費用		1,664,682	△ 20,550	1,644,132
1 営業費用		1,568,516	△ 20,550	1,547,966
	3 受託工事費	20,699	△ 20,550	149

収 入

各 目	明 細
節	金 額 備 考
	千円 千円
1 受託工事収益	△ 23,632 仮設工事等負担金
1 他会計負担金	122 人件費等負担金
1 他会計補助金	△ 6,851 福祉料金実施に要する補助金 184 水道基本料金減額実施に要する補助金 △ 7,035

支 出

各 目	明 細
節	金 額 備 考
	千円 千円
17 委託料	△ 2,850 設計業務委託料
21 請負工事費	△ 17,700 配水管仮設工事費

(款) 1 水道事業収益 (項) 1 営業収益

資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資本的収入		325,991	△ 91,600	234,391
1 企業債		200,000	△ 50,000	150,000
	1 企業債	200,000	△ 50,000	150,000
2 工事負担金		70,299	△ 41,600	28,699
	1 工事負担金	70,299	△ 41,600	28,699

資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資本的支出		854,979	△ 291,550	563,429
1 建設改良費		682,724	△ 291,550	391,174
	7 堺泉北港水道施設費	19,178	△ 12,600	6,578
	8 配水管整備費	621,443	△ 278,950	342,493

収 入

各 目	明 細
節	金 額 備 考
	千円 千円
1 水道企業債	△ 50,000 上水道整備事業債
1 工事負担金	△ 41,600 堺泉北港水道施設工事負担金 △ 12,600 配水管布設替工事負担金 △ 29,000

支 出

各 目	明 細
節	金 額 備 考
	千円 千円
17 委託料	△ 3,000 設計業務委託料
21 請負工事費	△ 9,600 配水管布設工事費
17 委託料	△ 51,700 設計業務委託料
21 請負工事費	△ 227,250 路面復旧工事費 △ 100,000 配水管布設工事費 △ 17,250 配水管布設替工事費 △ 110,000

(款) 1 資本的收入

(項) 1 企業債

